毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人 大

分 県 編集 佐伯印刷株

(定価 箇年 三万八千八百八十円)

成二十八年

十一月十八日 第二八三二号

曜

日 )

金

〇 告

示

大分県告示第五百九十二号

次のとおり軽自動車に係る自動車取得税の収納事務を委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条の二第一 項の規定により、

平成二十八年十一月十八日

受託者の名称及び所在地

大分県知事

広

瀬

勝

貞

示

目

次

所 在

地

トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区渋谷三丁目二十五番十八号

委託期間

平成二十八年十月一日から平成二十九年七月三十一日まで

大分県告示第五百九十三号

平成二十九年度大分県教育庁等職員

選挙管理委員会告示

平成二十九年度大分県立学校実習助手採用選考試験実施要項………………………四 平成二十九年度大分県立学校職員(海事職〔船長〕)採用選考実施要項…………………

(埋蔵文化財担当)採用選考試験実施要項………六

教育委員会告示

良区の定款変更を認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改

平成二十八年十一月十八日

大分県知事 広 瀬

勝

貞

地 平 認 二八・ 可 年 月 . 日

# 大分県告示第五百九十四号

大田村土地改良区

杵築市

土

地

改 良

X

名

所

在

ものと認める。 第二項の規定による届出を審査した結果、 海辺加入区について、漁船損害等補償法 同法第百十二条第一項の規定による同意があった (昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二

平成二十八年十一月十八日

契約者等の公示……………………………………………………………………………一二 保護取扱規程の一部改正……………………………………………………………………………………九

告

警察本部訓令

数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) ……………………八

てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつ 八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え

大分県知事 広

瀬 勝

貞

大分県告示第五百九十五号

平成二十八年十一月十八日

大分県報 (告示)

道路法

及び路線名 道路の種類

県道成仏杵

海事職(船長)	職
船長)	種
1 \	採用予定者数
平成29年度から大分県立津久見高等学校海洋科学校に勤務し、同校所属の実習船の船長として、各種航海(国際航海を含む。)における運行及び当該実習船の維持・管理等に関する業務に従事する。	職務内容

#### ယ 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者であること

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 昭和33年4月2日から昭和47年4月1日までに生まれた者
- (3) 海)の免許又はこれより上級の免許を現に有し、履歴限定及び能力限定(非 ECDIS 限 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)に規定する二級海技士(航
- 取得見込みの者 第一級海上特殊無線技士以上の無線従事者資格を持つ者又は平成29年3月31日までに

定)が解除されている者又は平成29年3月31日までに解除見込みの者

- 5 船長又はこれに準ずる経歴を有する者
- 6) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の欠格条項に該当しない者
- 平成29年4月1日の採用に応じられる者

### 4 出願等手続

願書受付期間及び提出方法

<u>1</u>

級百叉13約1月	国田小河丰岡
土曜日及び祝日を除く。)	平成28年11月18日 (金) から同年12月12日 (月) まで (日曜日、

提出方法は、次の①又は②とする。

・平成28年12	場合 ること。	②郵送による ・簡易書留と	場合・受付時間は	①持参による ・4(2)の書類
平成28年12月12日(月)到着のもの(必着)		簡易書留とし、封筒の表に「海事職(船長)	受付時間は、8:30~17:15とする。	・4(2)の書類の提出先に持参すること。
(必着)		(船長)		
まで有効とする。		願書在中」と朱書きす		

#### (2) 書類の提出先

大分県教育庁 教育人事課 採用試驗·免許班 大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階 郵便番号 870-8503 電話 (097) 506 - 5517

#### 提出書類

5	4	$\odot$	(2)	$\Theta$	
⑤ 自己紹介書	<ul><li>④ 返信用封筒 2枚 (「受験票送付用」及び 「選考結果通知用」)</li></ul>	③ 海技免状の写し	② 受験票	願書	提出物
・所定のもの(ボールペンで記入すること。)	・82円切手を貼り、住所及び氏名を明記すること(宛名は「○○様」とすること。)。 ・封筒の規格は、23.5cm×12cm(長形3号)、糊付封筒とする(両面テープ貼付可)。	・二級海技士 (航海) 以上の免状の写しを同封すること。	・必要事項を記入すること。	・必要事項を記入し、写真を貼付すること。	注意事項等

- (注意) ア 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けないことがある
- 願書と受験票は切り離さないこと。
- (http://kyouiku.oita-ed.jp/) からも入手できる。 願書、受験票及び自己紹介書は、大分県教育委員会のホームページ
- 受験料は不要である。

(4) 受験票の交付

平成28年12月16日(金)頃本人宛て発送する。

#### S 選

Ξ

期日

平成28年12月23日(金)

#### (2) 試験場

大分県庁舎 別館8階 85会議室 (大分市府内町3丁目10番1号) (注意) 受験者による県庁舎駐車場の利用はできない。

#### 3 試験内容及び日程

Ш	試験内
维	容
・受験票送付の際、気	・個人面接(30分)
、受験者ごとに日程を通知する。	人物・教養・専門性などについての個人面接

#### (4) 携行品 受験票及び筆記具

#### 5 選考結果

選考の結果は、平成29年1月20日(金)午前9時に、大分県庁舎本館1階の県政掲示

oita-ed.jp/)にも掲載する (県民室横) に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に文書で通知す また、合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ(http://kyouiku

試験の配点

6

個人面接 200点

得点等の送付・開示

~1

頭による開示(簡易開示)は行わない。)。 受験者全員に対して、選考試験の得点を、選考試験の結果の通知とともに送付する(口

合格者の行う手続

対して通知する。 合格者は、指定する日までに採用のための必要書類を提出すること。詳細は、合格者に

採用及び給与

9

- $\widehat{\Box}$ 合格者は、平成29年4月1日付けで採用する
- 2 選考試験の合格者であっても、次の①、②のいずれかに該当する場合は採用しない。
- 受験資格がないことが判明した場合
- 大分県教育関係職員健康診断審議会の審議の結果、「就労不可」と判断された場
- 3 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、県職員としてふさわしくない非違行為があ た場合は、合格を取り消すことがある。
- (4) 基づき決定する。その他扶養手当、住居手当、 採用時の給料は、職員の給与に関する条例(昭和32年大分県条例第39号)等の規定に それぞれの支給要件に応じて支給する。 通勤手当及び期末・勤勉手当等の諸手当

なおなが、 採用前の職歴を有する者は、条件に応じて加算される

10 ルの街

携帯電話は試験場内では電源を切り、かばん等に入れておくこと。

大分県教育委員会告示第十二号

平成二十九年度大分県立学校実習助手採用選考を次の要項により実施する。 平成二十八年十一月十八日

平成29年度大分県立学校実習助手採用選考試験実施要項 大 分 県 教 育 委

> 員 会

大分県教育委員会

するため、これを実施する 大分県立学校実習助手を志望する者について、平成29年度採用に当たっての選考資料と

求められる実習助手像

実践的指導力をもち、かつ職務に対する使命感にあふれる者 実験又は実習に関する専門的な事項について、教諭の職務を助けることのできる知識と

選考対象、採用予定者数及び職務の内容

合 計 4	農業実習助手 2	工業(電気) 1 実習助手	工業 (機械) 実習助手	志望種 採用う
4 <b>\</b>	2 人	1 \	1 人	採用予定者数
	農業に関する実験又は実習について、教諭の職務を助け る。	工業 (電気) に関する実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	工業 (機械) に関する実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	職務の内容

- \* 審査の上、障がいの種類や程度に応じた受験上の配慮を行う 各志望種において同一の試験を実施するが、障がい者については願書の記載事項を

かの要件を満たす者に限る。 次の①から④までの全ての要件を満たすとともに、志望種ごとに⑤から⑦までのいずれ

- 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の欠格条項に該当しない者
- (2) 昭和51年4月2日以降に生まれた者
- $\odot$ 県内のどこにでも赴任できる者
- 4 自力で通勤が可能であり、かつ、介助なしに実習助手としての職務遂行が可能な者
- (J) を有すると認められる者 (平成29年3月卒業見込みの者を含む。)又はそれと同等以上の前記学科に関する学力 工業(機械)実習助手を志望する者は、工業に関する学科の高等学校を卒業した者
- 6 を有すると認められる者 (平成29年3月卒業見込みの者を含む。) (電気) 実習助手を志望する者は、工業に関する学科の高等学校を卒業した者 又はそれと同等以上の前記学科に関する学力
- (1) 農業実習助手を志望する者は、農業に関する学科の高等学校を卒業した者(平成29年

3月卒業見込みの者を含む。)又はそれと同等以上の前記学科に関する学力を有すると 認められる者

#### 出願等手続

Ŋ

# (1) 願書受付期間及び提出方法等

級百叉的规則	阻阱外运事
日及び祝日を除く。)	平成28年11月18日 (金)
	から12月2日
	(金)まで(日曜日、
	土曜

提出方法は、次の①又は②とする。

2	
(1)特参による	・5(2)の書類の提出先に持参すること。
場合	・受付時間は、8:30~17:15とする。
②郵送による	・簡易書留とし、封筒の表に「実習助手願書在中」と朱書きするこ
場合	(r
	・平成28年12月2日(金)の消印のあるものまで有効とする。

### (2) 書類の提出先

大分市府內町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階 大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班

郵便番号 870-8503 電話 (097) 506-5518

### (3) 提出書類

	ω	(2)	$\Theta$	
(「メ歌示とりカ」及り「試験結果通知用」)	্ সৈঁ	受験票	顯書	提出物
は   〇   w   こりること。 / 。 ・封筒の規格は、23.5cm×12cm(長形3号)、棚付封 筒とする(両面テープ貼付可)。	・82円切手を貼り、住所及び氏名を明記すること(宛名 )+ 「○○糕」レナスフレー)	・必要事項を記入すること。	・必要事項を記入し、写真を貼付すること。	注意事項等

# (注意) ア 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けないことがある。

- イ 願書と受験票は切り離さないこと。
- ウ 願書及び受験票は、大分県教育委員会のホームページ(http://kyouikuoita-ed.jp/)からも入手できる。
- 、受験料は不要である。
- お 身体に障がい等があり、試験場において配慮を必要とする受験者は、願書の「受験上の配慮」欄にその旨を記入すること。

### (4) 志望種等

出願する志望種は、工業(機械)実習助手、工業(電気)実習助手又は農業実習助手のいずれか一つとすること。併願はできない。また、出願後の志望種の変更は認めな

### (5) 受験票の交付

平成28年12月9日 (金) 頃本人宛て発送する。平成28年12月15日 (木) を過ぎても受験票が届かない場合は、5(2)の書類の提出先まで連絡すること。

#### 第1次試験

6

#### (1) 期 日

平成28年12月23日 (金)

#### (2) 試験場

大分県庁舎 新館14階 大会議室 (大分市大手町3丁目1番1号)

(注意) ア 受験者による県庁舎駐車場の利用はできない。 イ 試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。

# (3) 日程及び試験内容

・志望種についての専門的な知識及び技能	専門試験	$10:50{\sim}11:50$
・基本的な一般教養	教養試験	9:20~10:20
	出欠確認、諸注意	9:00~9:20 出欠確認、
・試験室には8:30から入室可	入室完了	9:00
内容等	試験等	時間

(注意)教養試験及び専門試験に遅刻した場合は、試験開始後30分以内の遅刻に限り、受験を認める。

#### (4) 携行品

ω	(2)	$\Theta$	
8) 時計	2 筆記用具	受験票	携行品
・計時機能だけのものに限る。	・黒鉛筆又はシャープペンシル (HB程度)、消しゴム		注意事項等

#### (5) 試験結果

① 第1次試験の合格者数は、採用予定者数の3倍(採用予定者数が1人の場合は4倍)とする。

- ※ 成績が著しく低い場合:第1次試験の得点率が40%(150点満点中60点)以下に 転业する場合
- ② 第1次試験の結果は、平成29年1月17日(火)(予定)午前9時、大分県庁舎本館1時の日本担ごに(日日台地)に作りたけるではまっていましま担ごようしょ
- 1階の県政掲示板(県民室横)に第1次試験の合格者の受験番号を掲示するとともに、別途受験者全員宛て文書で通知する。また、第1次試験の合格者の受験番号は大分県教育委員会のホームページ(http://kyouiku.oita-ed.jp/)にも掲載する。
- ③ 第1次試験の教養試験及び専門試験の「正解・配点」を大分県教育委員会のホームページ(http://kyouiku.oita-ed.jp/)に掲載する。

#### 第2次試

~1

第1次試験の合格者について、以下のとおり第2次試験を実施する。 なお、日程等の詳細は、第1次試験結果通知の際に通知する。

(1) 期 日

平成29年2月1日(水)

(2) 試験場

大分県教育センター(詳細は、第1次試験結果通知の際に通知する。) (注意)試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。

(3) 試験内容

面接II	面接I	試 験
人物評価に関する個人面接	職務に関する口頭試問	内容等

#### )試験結果

第2次試験の結果は、平成29年2月9日(木)(予定)午前9時、大分県庁舎本館1階の県政掲示板(県民室横)に第2次試験の合格者の受験番号を掲示するとともに、別途受験者全員宛て文書で通知する。

また、第2次試験の合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ(http://kyouiku.oita-ed.jp/) にも掲載する。

なお、採用予定数内であっても、第2次試験の成績が著しく低い場合は、合格者としない。

成績が著しく低い場合:第2次試験の得点率が40%(250点満点中100点)以下に該

### 当する場合

各試験の配点

配点	n-V-39%	号· 斯舍
50点	教養試験	第1次試験
片00万	専門試験	(150点)
100点	面接I	第2次試験
150点	面接Ⅱ	€ (250点)

(注意) 第2次試験の合格者は、第1次試験及び第2次試験の総合成績により決定す

得点等の送付・開示

9

受験者全員に対して、第1次試験及び第2次試験の得点及び総合点を、各試験の結果の通知とともに送付する。

合格者の行う手続等

10

第2次試験の合格者は、指定する日までに健康診断書(所定用紙)を提出すること。詳細は、第2次試験合格者に対して通知する。

11 採用

- (1) 選考試験の合格者は、平成29年4月1日付けで採用するものとする
- (2) 選考試験の合格者であっても、大分県教育関係職員健康診断審査会の結果、「就労不可」と判断された場合は採用しない。
- 3) 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、実習助手としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消すことがある。
- 12 ペの街
- (1) 携帯電話等は、試験場内では電源を切り、かばん等に入れておくこと
- (2) 過去の試験問題等は、以下の場所で公開している。

大分県情報センター(大分県庁舎本館1階) 電話 (097) 506-2285 郵便番号 870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

# | 大分県教育委員会告示第十三号

2する。 平成二十九年度大分県教育庁等職員(埋蔵文化財担当)採用選考試験を次の要項により実

平成二十八年十一月十八日

大分県教育委員会

平成29年度大分県教育庁等職員(埋蔵文化財担当)採用選考試験実施要項

### 大分県教育委員会

#### · 回 宏

大分県教育庁等職員(埋蔵文化財担当)を志望する者について、平成29年度採用に当たっての選考資料とするために実施する。

2 選考対象の職種、採用予定者数及び職務内容

埋蔵文化財担 当職員	職種
2 人	採用予定者数
平成29年度から文化課、埋蔵文化財センター等に勤務し、文化財保護行政及び埋蔵文化財の発掘調査・研究等に関する業務に従事する。	職務内容

#### 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- 1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院 で、考古学、歴史学若しくは文化財学に関連する専門課程を卒業(修了)した者又は卒 業見込み(修了見込み)の者
- 昭和41年4月2日以降に生まれた者
- (3) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第16条の欠格条項に該当しない者
- (4) 平成29年4月1日以降の採用に応じられる者
- ※ 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消す。また、県職員としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消すことがある。

#### 出願等手続

# (1) 願書受付期間及び提出方法

級百叉13約1月	
土曜日及び祝日を除く。)	平成28年11月18日(金)から同年12月12日(月)まで(日曜日、

# 提出方法は、次の①又は②とする。

<ul> <li>①持参による</li> <li>・4(2)の書類の提出先に持参すること。</li> <li>場合</li> <li>・受付時間は、8:30~17:15とする。</li> <li>②郵送による</li> <li>・簡易書留とし、封筒の表に「教育庁等職員(埋蔵文化財担当)場合</li> <li>選考試験願書在中」と朱書きすること。</li> <li>・平成28年12月12日(月)の消印のあるものまで有効とする。</li> </ul>
9) 採用

### 書類の提出先

2

大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階

大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班

郵便番号 870-8503 電話 (

電話 (097) 506-5517

提出書類

4	ω	2	1	
④ 自己紹介書	③ 返信用封筒2枚 (「受験票送付用」及び 「試験結果通知用」)	② 受験票	願書	提出物
・所定のもの(ボールペンで記入すること。)	・82円切手を貼り、住所及び氏名を明記すること(宛名は「○○様」とすること。)。 ・封筒の規格は、23.5cm×12cm(長形3号)、糊付封筒とする(両面テープ貼付可)。	・必要事項を記入すること。	・必要事項を記入し、写真を貼付すること。	注意事項等

- (注意) ア 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けないことがある
- / 願書と受験票は切り離さないこと。
- ウ 願書、受験票及び自己紹介書は、大分県教育委員会のホームページ(http://kyouiku.oita-ed.jp/) からも入手できる。
- 、受験料は不要である。

## (4) 受験票の交付

平成28年12月16日 (金) 頃本人宛て発送する。

※ 平成28年12月21日(水)を過ぎても受験票が届かない場合は、4(2)の書類の提出 先まで連絡すること。

### 5 第1次試験

### (1) 期 日

平成28年12月24日 (土)

#### (2) 試験場

大分県庁舎新館14階 大会議室 (大分市大手町3丁目1番1号) (注意) 受験者による県庁舎駐車場の利用はできない。

# (3) 試験内容及び日程

9:00~9:20 出欠確認	9:00	時間
出欠確認、諸注意	人室完了	試験等
	・試験室には、8:30から入室可	試験会場

•	9:
1	20~
li I	~10
R >	: 20
Í	9:20~10:20 専門試験
-	門鼓
ī	震
lı	
	. +
	埋蔵: 学等)
	文化
2	財担
	羅[]
7	<b>員</b>
A R	,7
ļ	707
	専門
•	埋蔵文化財担当職員としての専門知識 (考古学等)
	₩ 
	计

- 専門試験に運列した場合は、試験開始後30分以内に限り受験を認める。
- (<del>4</del>) 携行品 受験票、時計(計時機能のみのものに限る。)及び筆記具(黒鉛筆又はシ ープペンシル(HB 程度)、消しゴム)
- 5 選考結果
- 第1次試験の合格者数は、採用予定者数の4倍とする

しない。 ただし、採用予定者数の4倍以内であっても、成績が著しく低い場合は、合格者と

- ※ 成績が著しく低い場合:第1次試験の得点率が40% (100点満点中40点) 以下 に該当する場合
- に文書で通知する。 1 階の県政掲示板(県民室横)に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員 第1次試験の選考の結果は、平成29年1月17日(火)午前9時に、大分県庁舎本館

oita-ed.jp/) にも掲載する。 また、合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ(http://kyouiku

- 診断を受け、その診断結果を第2次試験当日受付時に提出すること。 第1次試験の合格者は、選考結果の通知に同封される「健康診断書」を用い、健康
- (http://kyouiku.oita-ed.jp/) に掲載する。 第1次試験の専門試験の「正解・配点」を大分県教育委員会のホームページ

6

第1次試験の合格者について、以下のとおり第2次試験を実施する

なお、日程等の詳細は、第1次試験結果通知の際に第1次試験合格者に対して通知す

<u>1</u>

%

期

平成29年2月4日(土)

2 試験場

大分県教育センター(大分市大字旦野原847番地の2) 電話 (097) 569-0118

(3) 試験内容

個人面接 人物、 教養、専門性及び公務員としての適格性についての個人面接

#### 4 選考結果

oita-ed.jp/)にも掲載する 菽 る。また、合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ(http://kyouiku 選考の結果は、平成29年2月9日(木)午前9時に、大分県庁舎本館1階の県政掲示 (県民室横) に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に文書で通知す

各試験の配点

~1

配点	中人沙火	≘ <b>少</b> ₩��
100点	専門試験	第1次試験(100点)
100点	実技試験	第2次試験
200点	個人面接	(300点)

 $\infty$ 得点等の送付・開示

頭による開示(簡易開示)は行わない。)。 受験者全員に対して、選考試験の得点を、選考試験の結果の通知とともに送付する(口

合格者の行う手続

対して通知する。 合格者は、指定する日までに採用のための必要書類を提出すること。詳細は、合格者に

- 10 採用及び給与
- (1) 合格者は、平成29年4月1日付けで採用する。
- (2) を、それぞれの支給要件に応じて支給する 基づき決定する。その他扶養手当、住居手当、通勤手当及び期末・勤勉手当等の諸手当 採用時の給料は、職員の給与に関する条例(昭和32年大分県条例第39号)等の規定に

なお、採用前の職歴を有する者は、条件に応じて加算される

11 やの街

りに使用することはできない。 携帯電話は試験場内では電源を切り、かばん等に入れておくこと。携帯電話を時計代わ

# ○選挙管理委員会告示

# 大分県選挙管理委員会告示第六十六号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八

議員及び大分県知事の選挙権を有する者(以下「選挙権を有する者」という。)の総数の五 して得た数)は、次のとおりである。 じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算 四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算し 十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその 十一年法律第百六十二号)第八条の規定による平成二十八年十月三十一日現在で大分県議会 て得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗 第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和二 日 国東市・ 由 豊 宇 杵 豊 竹 後 後 大 高 出 佐 築 田 布 姫島村 野 田 町 市 市 市 市 市市 一六、二八七人 一〇、九五六人 九、 ť 九、二七五人 八、六九〇人 八九二人 八九六人 六〇四人 七六六人

平成二十八年十一月十八日

大分県選挙管理委員会委員長 木

一の数 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の 九、七七七人 廣

得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合 十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数 に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四 地方自治法第七十六条、 第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営

の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万 を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得 て得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算 た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じ して得た数 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者 二三三、六〇六人

津臼佐日中別 津 府 伯田 市 市市 市 三三、二七六人  $\equiv$ 九、 〇二三人 三三三人 七八七人

市 三六三人

見 市市 四七三人

> 〇 警 察本 部 訓 令

九

重町・玖珠町

弋

五〇人

大分県警察本部訓令第24号

保護取扱規程(昭和35年大分県警察本部訓令第17号)の一部を次のように改正する。

籨

翢

平成28年11月18日

様式第3号を次のように改める。

大分県警察本部長 兹 拔 患

 $\mathbb{H}$ 

大分県報 (選管委告示・警察本部訓令)

平成二十八年十一月十八日

(様:	式第3号)						
	署長	副 署 長	刑事官	課長	係 長	主 任	係
		保	. 護	カ		F	
		T					
1	保護の区別	□ 精神錯乱者	□ 泥酔者	□ 迷い	子 (人)	病人 □ 負傷	者
- 1		□ 行方不明者	□ 酩酊者		科病院無断退去者	□ その	他 ( )
	本籍		都・道・府・県	市	· 郡	町・村	
2							
②被保護者 :	住所		都・道・府・県	市	· 郡	町・村	
護者 .							
	職業・氏名 生年月日	職業		氏名			,
				年 月	日 生 (		·女
3	発見日時		年 月	日	午前・午後	時	分
4	発見場所						
		□ 警察官発見		この声物	ロ 炉児業老の宴	<b>英又は知人からの連絡</b>	7
(5)	発見の端緒			のの理解		医又は別人からの連絡	)
		□ 行方不明者届出	iによって		□ その他(		)
6	発見時の状 況及び保護						
0	を必要と認めた理由						
		□ 警察官職務執行		另	□ 警察官職務執行		: 묵
		□ 児童福祉法第33		•	□ 酩酊者規制法領		
7	保護の法的 根拠	□ 精神保健福祉法			□ 警察法第2条	10 0 XIC	
		□ その他 (	法条	項)			
		保護開始時間	120 710	年 月	日 午	前・午後	
8	保護の開始 日時等	本署到着時間	<u> </u>	時 分	保護室収容時間		
		□ 警察署 (		□ 宿直室	<ul><li>□ その他の場所</li></ul>		)
9	保護の場所	□ 交番 (駐在所)		□ その他 (			)
		病状及び外傷被服の					,
10	身体・衣服の場像状況	損傷等の部位程度の概況					
	の損傷状況	病状等に対する処置					
		<u>I</u>					

					預	か	ŋ	欄							返 :	還欄	
		物	品	名	121		Í	員数	3	頁入月日	預入老戶	7 保管	老印	返還月日	受領者印	man as to	返還者的
		120	ПП	11				(金額)	1	東八万日	IX (4)	, W.B	日中	及應月日	又陨石印	との関係	及應日日
<u>(1)</u>																	
<ul><li>①保管物品</li></ul>																	
初品																	
		立	会人氏	: 名	I							取	扱	皆 氏 名			
保護				保	係	名											
護主任				護者	階	級											
者					氏	名											印
					1										T		
						月		日		時		分			(通報者		)
12		知事等への通幸	报		□ 精	神保健福	祉法第	第23条	(	うち入院	の有無	□ 有		無)	(受理者		)
					□ 酪	町者規制:	法第7	7条									
13)		簡裁への通知						年		月		日	(文	書番号	第		号 )
(14)		延長の理由			□ 引	受人(	不明	・未着)			酔いが覚	色めない	,		身元不明		
保護		延長の廷田			□ 弱	渡手続	中				その他	(					)
期間		許可状発付裁判	官								簡易裁	判所裁	判官				
の 延		74 巨田田			自		年	月	j	日	午ī	前・午待	矣	時	分		日
長		延長期間			至		年	月	1	日	午ī	前・午往	炎	時	分		時間
		月	日														•
		朝	食			円		P.	-		円		円		円		
<sup>15</sup> 給 与	食事	昼	食			円		F.	3		円		円		円	返	未
7	尹	夜	食			円		F.	3		円		円		円	済	返済
		医	療			円		P.	-		円		円		円	仴	印
											I				I		
						で族・知	人等	引渡し		] 公衆(	保健・公	共福祉村	幾関引	継ぎ			
引		保護解除理由				の機関	引継	ぎ		解除	(帰宅等)	)					
引渡(		保護解除日時				月		日		時	分	(保	護時	間	日		時間)
(引継)	Ę	引渡 (引継) 日時・場所				月		日		時	分	(引:	渡場	<b></b>			)
状					続柄	(機関名	<b>ረ</b> )					解	係	名			
況等		引 受 者	;									除担	階	·級			
					氏名						印	当者	氏	:名			印
					<u> </u>												
備																	
考																	

S 月 二 - ノム	一 リーノド フタリ幸 (警察)ファニューハケリ	(F)
	一二 作業の地域	
この訓令は、平成28年11月21日から随行する。	三 作業の終了日   竹田市及び玖珠郡九重町	
〇公 告		
次のとおり契約者等について公示する。		
大分県知事 広	瀬勝貞	
一 随意契約に係る役務の名称及び数量		
電子計算機の賃貸借 一式		
二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地		
大分県商工労働部情報政策課		
大分市大手町三丁目一番一号		
三 随意契約の相手方を決定した日		
平成二十八年九月三十日		
四 随意契約の相手方の氏名及び住所		
株式会社JECC 営業本部長 村 上 春 生		
東京都千代田区丸の内三丁目四番一号		
五 随意契約に係る契約金額		
五千七百九十七万七千五百三十二円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)	相当額を含む。)	
六 契約の相手方を決定した手続		
随意契約		
七 随意契約の理由		
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令	る政令(平成七年政令第三	
百七十二号)第十条第一項第二号に該当		
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、	定により、次のとおり国土	
交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨の通知があった。		
平成二十八年十一月十八日		
大分県知事 広	瀬勝貞	
一作業の種類		
基本測量(空中写真撮影・オルソ作成)		